

## 役員、評議員及び相談役の報酬等及び功労金並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛恵会定款第8条、第22条及び第26条第6項の規定に基づき、役員、評議員及び相談役の報酬等及び功労金並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、副理事長のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 相談役とは、定款第26条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、日当等の経費をいう。  
報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員、評議員及び相談役に、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、月額報酬、賞与、その他手当を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 相談役には、月額報酬を支給することができる。

### (報酬等の額)

第4条 全理事の報酬総額は、年間620万円以内とする。

- 2 全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 常勤役員の月額報酬、賞与、その他手当は、別表1に定めるとおりとする。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別表3に定める額とする。
- 6 相談役の月額報酬は、別表4に定める額とする。

### (功労金)

第5条 役員、評議員及び相談役として在任し、任期満了又は辞任により退任した

者に、在任中の功労に報いるため功労金を支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払う。

2 功労金は、別表5に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 役員、評議員及び相談役がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 役員、評議員及び相談役には、理事会、評議員会に出席又は法人業務、監査業務に従事のため出張した場合は、旅費、日当等を、出張旅費として支給する。

3 出張旅費は、別表6に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤役員及び相談役の報酬等の支給日は、職員の給与の例により支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定める控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする

附 則

1 この規程は、平成29年6月26日(定時評議員会の議決日)から施行する。

2 役員等報酬及び費用弁償支給規程及び理事・顧問・評議員の在任功労金に関する規程は廃止する。

別表1（第4条第3項・常勤役員）

報酬	月額350,000円の範囲内で、勤務実態に即して理事長が定める額。
賞与	月額報酬に、職員に支給する賞与の支給率の範囲内で、勤務実態に即して理事長が定める支給率を乗じた額。
その他手当	職員に支給する諸手当の例により支給する。

別表2（第4条第4項・非常勤役員）

報酬	理事	理事会等に出席又は法人業務に従事した都度、日額12,000円
	監事	理事会等に出席又は監査業務に従事した都度、日額12,000円

別表3（第4条第5項・評議員）

報酬	評議員会等に出席又は法人業務に従事した都度、日額10,000円
----	---------------------------------

別表4（第4条第6項・相談役）

報酬	月額100,000円の範囲内で、勤務実態に即して理事長が定める額。
----	-----------------------------------

別表5（第5条第2項）

功労金	理事 監事 相談役	在任 2年以上 4年未満	30,000円
		在任 4年以上10年未満	50,000円
		在任10年以上12年未満	100,000円
		在任12年以上14年未満	130,000円
		在任14年以上18年未満	150,000円
		在任18年以上20年未満	180,000円
		在任20年以上	200,000円
	評議員	在任 2年以上 4年未満	20,000円
		在任 4年以上10年未満	30,000円
		在任10年以上12年未満	50,000円
		在任12年以上14年未満	80,000円
		在任14年以上18年未満	100,000円
		在任18年以上20年未満	130,000円
		在任20年以上	150,000円

備考、理事・監事・評議員・相談役の在任期間において、法人職員であった期間がある場合は、職員であった期間は在任期間に算入しない。

別表 6 (第 6 条第 3 項)

出張旅費	旅費	交通費	鉄道等運賃	公共交通機関の運賃額（特別急行代金、座席指定代金等を含む）を支給
			自家用車	職員の自家用車での出張の例による額を支給
		宿泊費		宿泊に要した実費を支給
	日当	県内	出張雑費として日額 1, 300 円を支給	
		県外	出張雑費として日額 2, 600 円を支給	